

くらしのパートナー

■発行/文京区消費生活センター 〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21
文京シビックセンター地下2階 TEL 5803-1105 FAX 5803-1342

もくじ
フリマサービスは個人同士の取引です! …… 1
民法改正(成年年齢引下げ)における契約行為の注意点 …… 2
消費生活研修会 他 …… 4



事例1 スマートフォンのフリマサービスを利用して、個人が出品した中古の TENT を5千円で買った。「約5年前に購入。数回使用」と書かれていた。TENT が届いて間もなく行ったキャンプで雨が降り、TENT の縫い目から雨漏りしているところが2か所見つけた。返品したいが出品者は応じない。

事例2 パソコンのフリマサービスで前から欲しかった腕時計の中古品を3万円で買った。出品者から頼まれたので時計が届く前に、フリマサイトの「品物を受取った」というボタンを押した。しかし、いつまでたっても時計は送られてこない。

事例3 7年前に有名ブランド店で買った財布をフリマサービスに出品した。購入者から「財布は届いたが偽物だ。代金は払わない」とメッセージが届き、何度連絡しても返信がない。

休日の公園などでフリーマーケットを見かけますが、インターネットでもフリーマーケット(フリマ)サービスを利用できます。出品者は売りたいものを自宅で気軽に販売でき、購入希望者もサイト内を検

索するだけで、欲しい物を探せるという利点があり、利用者が増えています。売買が成立するとフリマサービスの運営事業者は、購入者から代金をいったん預かります。購入者が商品を受取り後、画面上の受取りボタンを押したり出品者を評価するなどして取引を完了させると、運営事業者は出品者に代金を支払うシステム(エスクローサービス)です。運営事業者は主に大手事業者ですが、出品者や購入者は個人が多く、事例のようなトラブルが多く発生しています。

一般的に、運営事業者の利用規約ではトラブルは当事者間で解決するよう求めています。不審な点があれば出品画面の画像を保存しておくなどして、すぐに出品者と交渉しましょう。解決が難しい場合は運営事業者にも協力を求められますが、事例2のように画面上で取引を完了してしまうと、何も問題がないと認めたことになり、解決は困難です。原則として個人間の契約の場合、消費生活センターは介入できません。利用規約をよく読み、サービスの仕組みや取引の流れを理解した上で利用しましょう。

困ったときは消費生活センターへ
TEL 5803-1106

民法改正(成年年齢引下げ)における 契約行為の注意点

弁護士 洞澤 美佳

● 成年年齢引下げとは

平成 30(2018)年 6 月 13 日、成年年齢の引き下げ等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立し、同月 20 日に公布されました。これにより、これまで民法上 20 歳と定められていた成年年齢が、18 歳に引き下げられることになりました。令和 4(2022)年 4 月 1 日より施行予定です。

つまり、市民生活の基本法である民法において、18 歳、19 歳の者が、経済取引の面で一人前の大人として扱われることになったということです。

具体的には、これまで親権者(法定代理人)の同意を要した、「携帯電話を購入する」「アパートを借りる」「クレジットカードを作る」「ローンを組んで自動車を購入する」といったいろいろな取引が、18 歳となったその日から単独でできるようになる、ということです。



● 若年者の消費者被害について

現代の取引社会は、商品やサービスの内容や契約が多様で複雑となっています。そのため、消費者と事業者との間には、情報の質及び量並びに交渉力の格差は顕著となっています(消費者契約法第1条参照)。とりわけ、若年者は、経験が不足しており、コミュニケーション能力が十分とは言えず、判断力も未熟です。若年者は、選択を誤りやすい弱い消費者として、悪質事業者の標的になりやすい状況にさらされています。

しかし、若年者が未成年者である間は、民法上の未成年者取消権(第5条)が与えられていることにより、親権者の同意なく未成年者が行った契約は、一部例外を除いて、取り消すことができます。

ところが、ひとたび成年となったその日から、その未成年者取消権が使えなくなります。そして、今般、成年年齢が引き下げられるということは、未成年者取消権が使えなくなる年齢層が増える分、若年成年者が遭遇する消費者トラブルの数が増大する可能性が高くなる、ということの意味するのです。

● 契約行為の注意点

(1) 私たち消費者は、衣食住のほとんど全てを、商品やサービスとして購入して暮らしています。そして、商品・サービスを購入(又は販売)する取引は、契約を通じて行われます。契約とは、法的な拘束力を持

つ約束のことです。契約にはルールがあり、ルールに則って契約内容が実現されます。だからこそ、私たちは、赤の他人とも安心して取引ができるわけです。

(2) ところで、契約は、原則として、口頭での申込みと承諾(合意)によって成立します。書面を交わす場合もありますが、書面の作成は契約の成立要件ではありません。ひとたび契約が成立したら、債権債務が発生し、勝手に契約をやめることはできません。したがって、金額が高ければ高いほど、内容が複雑であればあるほど、本当にその契約が自分にとって必要かどうか、慎重に検討する必要があります。

(3) そこで重要となるのが「約款」です。現代の取引社会では、約款を抜きに語ることはできません。約款とは、多数の取引を画一的に処理するために、予め契約内容として定型的に作成されている契約条項のことです。昨今、多く利用されているインターネット通信販売では、商品購入前に「利用規約に同意する」とのチェックボックスにチェックすることを求められ、チェックしないと商品が買えませんが、ここでの利用規約も約款です。約款は契約の内容をなすものです。したがって、ひとたび契約が成立したら、約款の内容に拘束されることとなります。内容を確認しなかったとしても、基本的にはその弁解は通用しません。したがって、契約前には、その契約を解約又は返品できる場合はどんな場合か、解約に際して違約金が発生しないかなどよく確認してから購入しましょう。また、定期購入などでは、購入回数の下限が決められている場合も多く、不要な商品を必要以上に購入しなければならない場合もありますので、表面的な勧誘文言だけに踊らされず、慎重に契約条件を見極めてください。

(4) 最後に、成年年齢引き下げに伴い、消費者を守る法律もいくつか改正されています。特に平成30年6月に改正され、既に施行されている改正消費者契約法では、社会生活上の経験不足を不当に利用した勧誘について、契約を取り消すことができる場合などが追加されました。また、特定商取引法では、キャッチセールス(街角で呼び止められて事務所に連れていかれる)やアポイントメントセールス(SNS等を利用して、販売目的を隠して事務所に呼び出される)といった若年者が引っかけやすい取引などについて、クーリング・オフ制度等が定められており、不本意な契約をやめる手段が講じられています。こうした手段はあくまでも最終手段です。まずは、契約当事者になることの重みをきちんと自覚したうえで、契約をするかしないか、どのような条件で契約するのか、といったことをきちんと検討することが大事です。

困った時には、お近くの消費生活センターにご相談ください。

文京区消費生活センター

文京区にお住まいの方は、
こちら!

消費者相談 電話 **5803-1106**
相談受付時間 月~金 9:30~16:00 (祝日・年末年始を除く)



消費生活研修会

～キャッシュレス・ポイント還元事業における～
キャッシュレス使い方講座



- 日時** 3月13日(金)15:00～16:00
- 講師** ポイント還元事務局 説明員
- 会場** 産業とくらしプラザ研修室
- 定員** 30人(申込順) **対象** 区内在住・在勤・在学者 **費用** 無料
- 締切** 定員になり次第 **申込** 直接又は電話で文京区消費生活センターへ

消費生活出前講座

「高齢者が巻き込まれやすい消費者トラブルを知りたい。」
 「子どもにお金や携帯電話トラブルの話をしてほしい。」などの
 ご要望を受け、10人以上のグループ・団体の集まり※に、講師を
 派遣し出前講座を行っています。



DVDやパンフレットを用い、わかりやすく説明します。
 ※高齢者クラブや会合、町会や自治会の集まり、PTA活動、新入社員研修など

講義テーマ ご相談に応じます。例えば・・・

- ①「文京区に多い相談事例」
- ②「高齢者が被害にあう悪質商法対処法」
- ③「振り込め詐欺・架空請求」
- ④「携帯電話とインターネットトラブル」など

講義時間 10分～1時間程度でご都合に合わせてご指定可能です。

費用 無料

依頼受付 希望日の4週間前までを目安に、文京区消費生活センターまで
 ご相談ください。

消費生活推進員養成講座

区が実施する消費生活出前講座・イベント時や家族・近所の方に、契約や衣食住・エシカル消費等の消費生活の基礎知識や、消費者被害を未然に防ぐための情報の啓発・普及にご協力いただける方を養成する連続講座です。

詳細については、今後発行のくらしのパートナー・区報・チラシ等で案内します。

文京区消費生活センター

〒112-8555
 東京都文京区春日1-16-21
 文京シビックセンター地下2階
TEL 5803-1105 / FAX 5803-1342

相談専用 TEL 5803-1106

受付時間 9:30～16:00(月～金 ※祝日・年末年始を除く)

文京シビックセンター 最寄駅

- 地下鉄
 東京メトロ丸ノ内線・南北線
 ⇒後楽園 下車
 都営三田線・大江戸線
 ⇒春日 下車
- 都営バス
 ⇒春日駅前 下車
- 文京区コミュニティバスB-ぐる
 ⇒文京シビックセンター下車

